

令和8年7月24日

第450回山口地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記の要領によりお申込みください。

記

- 1 日時 令和8年7月31日（金） 14時00分～
- 2 場所 山口地方合同庁舎 2号館5階共用会議室
（山口市中河原町6-16）
- 3 議題 （1）令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について
（2）令和8年度の山口県最低賃金の改正について
（3）その他
※ 議題は変更になる場合があります。
- 4 傍聴可能者 若干名
- 5 要領
（1） 傍聴を希望される方は、①会議名称、②傍聴日時（上記1の開催日時）、③住所、
④氏名、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦所属を記載したものをメール又は葉書で
お申込みください。

申込締切日 令和8年7月28日（火） ※ 必着 です。

申込先

メールの場合 35saichinshin@mhlw.go.jp

郵送の場合 〒753-8510

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
山口労働局労働基準部賃金室 宛

- （2） 収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とします。
当選又は落選について電子メールで通知しますので、必ずメールアドレスをご記入
ください。
※ 当日は、本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

6 その他

- （1） 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- （2） 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認め
られませんのでご注意ください。

- (3) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際に記載してください。
また、介助の方がおられれば、その方の氏名も記載してください。
- (4) 審議会の開催日時、開催場所については、変更になる場合があります。

担当：山口労働局労働基準部賃金室 Tel083-995-0372